

改 正 後					改 正 前				
	変換することのない権利が消滅した場合								
別表 3 特定土地区画整理事業等に関する証明書の区分一覧表					別表 3 特定土地区画整理事業等に関する証明書の区分一覧表				
区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考	区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考
1 国、地方公共団体、 <u>独立行政法人都市再生機構</u> 又は地方住宅供給公社が次に掲げる事業の用に供するため・	(イ) ・ ・ ・ ・ ・ <u>独立行政法人都市再生機構</u> 又は <u>地方住宅供給公社</u> で当該事業の施行者でないものが買取りをする場合には、・	・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	1 ・ ・ ・ ・ ・ ・ 国、地方公共団体及び <u>独立行政法人都市再生機構</u> 以外の者が・ ・ ・ ・ ・ 2 ・ ・ ・ ・ ・	1 国、地方公共団体、 <u>都市基盤整備公団</u> 、 <u>地方住宅供給公社</u> 又は <u>地域振興整備公団</u> が次に掲げる事業の用に供するため・ ・ ・ ・ ・	(イ) ・ ・ ・ ・ ・ <u>都市基盤整備公団</u> 、 <u>地方住宅供給公社</u> 又は <u>地域振興整備公団</u> で当該事業の施行者でないものが買取りをする場合には、・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	1 ・ ・ ・ ・ ・ ・ 国、地方公共団体及び <u>都市基盤整備公団</u> 以外の者が・ ・ ・ ・ ・ 2 ・ ・ ・ ・ ・
(イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) 大都市地域住宅等供給促進法による住宅街区整備事業、 <u>都市再開発法</u> による第一種市街地再開発事業又は <u>密集市街地における防災街区の整備の法律</u> による <u>防災街区整備事業</u>	(ロ) ・ ・ ・ ・ ・ A ・ ・ ・ ・ ・ B ・ ・ ・ ・ ・ 当該土地等が大都市地域住宅等供給促進法第28条第3号《定義》に規定する施行区域内の土地等、 <u>都市再開発法</u> 第6条第1項《都市計画事業として	・ ・ ・ ・ ・ ・			(イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) 大都市地域住宅等供給促進法による住宅街区整備事業又は <u>都市再開発法</u> による第一種市街地再開発事業として行う公共施設の整備改善、共同住宅の建設又は建築物及び建築敷地の整備に	(ロ) ・ ・ ・ ・ ・ A ・ ・ ・ ・ ・ B ・ ・ ・ ・ ・ 当該土地等が大都市地域住宅等供給促進法第28条第3号《定義》に規定する施行区域内の土地等又は <u>都市再開発法</u> 第6条第1項《都市計画事業とし	・ ・ ・ ・ ・ ・		

として行う公共施設の整備改善、共同住宅の建設又は建築物及び建築敷地の整備に関する事業	施行する市街地再開発事業》に規定する施行区域内若しくは・・・都市計画（以下「都市計画」という。）に・・・同条第2項に規定する地区《都市再開発方針》として定められた地区内の土地等又は<u>密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第117条第3号に規定する施行区域内若しくは都市計画に同法第3条第1項第1号に規定する防災再開発促進地区として定められた地区内の土地等</u>であり、・・・				関する事業	て施行する市街地再開発事業》に規定する施行区域内若しくは・・・都市計画に・・・同条第2項に規定する地区《都市再開発方針》として定められた地区内の土地等であり、・・・			
(202) 密集市街地	同 上	同 上	措置法34		(新 設)				

法第55条の2第2項《国土交通大臣の行う飛行場等の設置又は管理》において準用する場合を含む。）の規定より買い取られる場合				
4		. . .		 国、地方公共団体及び独立行政法人都市再生機構以外の者が。
6《集団移転促進事業計画の策定等》の同意を得た同項に規定する		. . .		

別表4

特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考
1 地方公共団体（地方公共団体	、地方公共団体（地方公	. . .		1 ・国、地方公

法第55条の2第2項《国土交通大臣の行う飛行場等の設置又は管理》及び第56条《新東京国際空港等の設置又は管理》において準用する場合を含む。）の規定より買い取られる場合				
4		. . .		 国、地方公共団体及び都市基盤整備公団以外の者が。
6《集団移転促進事業計画の策定等》の承認を受けた同項に規定する		. . .		

別表4

特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考
1 地方公共団体（地方公共団体	、地方公共団体（地方公	. . .		1 ・国、地方公